

裏面白紙

皇統元年十一月十三日

皇統元年十一月十三日

皇統元年十一月十三日

内閣官房長官



總理廳官房總務課長殿

月二十二日附會送為第一號を以て「政府支出について」秘匿してお
いたが今般更に大蔵大臣より別紙無のとおり通知をふつたから御旨の論
断及び施行について一層遺憾なきようされたい。

裏面白紙

蔵計第六二二号

昭和二十二年十一月一日

内閣総理大臣 大蔵大臣 栗栖 勉夫 殿



先に逓合軍總司令部より受領した「政府諸支米金の削減に関する
覚書」について九月十八日附蔵計第五五三号「政府支米について」
を以て殿に遵守方を御通知した次第であるが十月二十四日の閣議に於
て右覚書に對して差当り採るべき措置要領を別紙の通り決定した
から貴院所屬部局並に関係官に對して趣旨の徹底及び御施行について
格段の御配意を煩う度い。

政府更張の削減に關する司令部 寛書に對して
 庶務に對するべき措置要領 (附議決定) (昭和二十一年四月)
 九月十二日附首題司令部 部 寛書は國物協定が不當なる高資銀に對する政府
 の更張を禁止し當面する財政の危機を打開せんとする司令部の好意に基
 たるものであるから政府に於ては直ちに右寛書に對應し兎の趣旨を遂げて
 予慮せらるるあらゆる困難を排除し関係各廳一致協力して政府自身
 の間行爲を根絶する爲庶務に左記方針により処理するものとす。

政府は是の契約の締結又は変更に際しては前記規定に従ひ強力に左記事項を遵守すること。
 (一) 政府の購入する物品の価格並に是の契約する各種工事又はサービスは、
 其の代金を購成する資格者又は製品、物品の価格又は労務以外の役務の対価
 は、厳に公定価格、物価、市長官又は物価市長官から是の権限の一部の委
 任を受けた地方物価事務局長官又は都道府県知事が物価統制令の規
 定に基づいて設定する統制額によるべきこと。
 (二) 商物、資材、労務等の数量を把握し、是の他、名目の如何を問はず前項の規
 定に實質的に違反する或うな行為をしないこと。
 (三) 左の公定価格のうちには物価統制令第三條第一項但書の規程による
 例外許下面積を含まないものとするが物価市長官、地方物価事務局長又は
 都道府県知事が例外許面を認め、るのは是のもの、規格、品質、包装等が

特別優待であつて統制施設の前提となつてゐる規格品質包装等と異なること又はその材料等の運送について特別の失貨を要する等特別の理由によつて統制料額を超えた価格を認めざる必要がある場合に限り、ことゝし、進駐軍物品やあると否とによつて取扱を異にするることなし。

附例 外価格を認める場合に於て、統制額設定の場合に於けると同様のことも考慮して適正に決定すること。

各職種間の進駐軍通商者並に進駐軍関係設置工事賠償関係作業を金で取替ふこと施設の維持補修運用その他のヤリビス及び日本側公共事業に従事する労働者に対しては、賃銀の支拂は並務者が司令部の承認を受ける方法をよつて決定した額を超えてはならぬこと。

賃銀支拂に因する中間利潤を排除する為政府はあらゆる支拂に於て、該支拂中に含まれる労働が正當な控除を除くの外全部労働者に支拂われたことを確認すること。

前便番号に遵守しつゝ、需要の調達を能う限り完全に遂行する為左の措置を講ずること。

政府の物資の需要はすべて一般國民経済的見地から策定された物資供給計画によるものと進駐軍関係についてはその部門毎に適合した計画を責任官庁に於て司令部と行合せの上、樹立し右計画の限度内に於てのみ政府支拂を行は得る体制を確立すること。

(一) 消費の配給統制資材は前記物資供給計画に則りて官給又は政府
 の配給配給によること。但し業者が持品の利用については此が公定
 価格を以て使用されることを条件とし、これを認めること。
 (二) 前記計画に於ては、此と直接又は間接の政府供給物資は租税官廳に於
 て責任を以て生産を促進し、割りの現物化を努力すること。
 (三) 政府の需要その他の特に緊急の需要に充てるべき物資は、場合
 により物資租税官廳は、前記物資の生産者又は保管者に對し生産命令
 若しくは命令、譲渡命令、強制買入等の措置を講ずること。
 (四) 公定価格又は一般賣銀利率に違ふる政府の契約又は支拂に
 ついては、是の差額を歸屬せしめて、特別の差別的措置を講ずること。
 (五) 正當な政府の支拂に對しては、更に此を促進する措置を講ずること。
 (六) 政府の支拂を困難とするもの、に對するものは、更に此を促進する
 措置を講ずること。
 (七) 物資の流通の確保その他の物資の確保に必要の措置を講ずること。
 (八) 一般流通秩序の確立は、他の政府以外の部門に於ける公定価格
 又は支拂を主として、
 (九) 前記の成立は運用を確保する為、物資物価及び労働力の責任官庁の
 指令を各業者は、之を遵守し、契約の責任者として消費の監視及び監督
 の責に任ぜらるものとす。支拂及び契約等の計画の承認制度、小切手認
 許制度、或は法律第六十号による検査制度等の活用を圖ること。
 (十) 前記の計画は、之の實現を懇請すること。

此の通り、政府が独立して、現在の政府の支拂を完全には定額格のみに
 する事は、政府の事業を相当困難にする事實のあることは、おぼしめない
 が、政府に於いては、固く、根拠する為、本指金を強力に遵守し、決して
 此に違背する事の無いよう決意して、あるの、違航軍用係諸事業及び
 内務調査等に於いては、差支り起ることを予想される困難に、いつては、能
 う、限り、理解ある態度をとられ、その趣旨を、本指金を、各軍の末端にまで徹底
 とし、められたいこと、特に日本側関係者が、本指金を、忠實に實行する上
 に、於て、摩擦を生ずることを、なるべく、回避せられたいこと、
 此の達達軍用係の物資の需要に、對して、も、固く、よる、八平を、根拠する為、
 此の、これを、司令、部の、承認を得て、決定する、物資、常給、計、出に、組入れた、と、そ
 の、限度内、に、於て、供給する、ことと、致した、い、から、右、需要量、が、國民、生活、全
 体の、見地、から、見て、著る、しく、均衡を、失う、る、よう、な、こと、又は、實際の、命令
 が、右、計、出の、限度を、超過して、弊を、おこれる、こと、の、ない、よう、に、せられた、い
 こと、
 此の達達軍用係、設置、事業、施設、の、維持、補修、及び、運用、その他、の、ヤ、ー、ど、ス、と、要
 する、資材、に、ついて、は、官給を、原則として、行、べ、達、航、軍、用、物資、として、一、切、の
 用、倉、庫、又は、政府、倉、庫、に、納め、られた、資材、から、充、足、する、もの、として、一、切、の
 事業、に、関、する、命令、は、右、資材、の、範圍内、で、弊を、おこ、れ、ない、こと、
 政府、に、於て、本、指金、を、遵守し、得、る、よう、右、の、措置、をと、られ、たい、こと、
 物資、常給、の、困難、な、は、本、経済、の、現況、を、深、く、認識、され、本、組、及び、細、則、の
 本、指金、の、運用、を、考慮、して、定め、られた、い、

1) 諸工等及び物品調達の新規について、少くとも四半期前には責任
に通告し、その計画の円滑な運営を可能ならしめると共に、必要の
資金が右の通告された計画を越えて増えたりしないようにせられ
る。

2) 他五について、季節先便等の条件をも考慮し、適当の時期に資金を
与えられたい。

3) 設計は最初から完全なものとし、設計変更追加の手等は極力避
けられたい。

4) 納入清物品完了済又は解統中の工率等については、適当の経過措置を
講ずること。

5) 二の指通は、公用特別調達廳等について、も實施するものとし、これらに
しては、大々の監督廳に於て、要の監視又は査定の指通を講ずるものとす。

各五直線長宛 宛 雜品類等購入調 調 査 課 長

分類	上 分	下月三十一日迄に購入済額	十一月一日以降購入予定額
第一 類		〇月	〇月
第二 類		〇月	〇月
第三 類		〇月	〇月

1) 本調査は、先般に政府の受領した政府諸支取金の削減に因るる指令實施の
為、必要の資料を、本調査に供する。

2) 本調査は、予備調査に、予備手海金(金)に、よつて購入せらるるべき雜品
類について、既に調査の上、進物の購入に要する経費を拂いすること。

3) 本調査は、既に調査の上、進物の購入に要する経費を拂いすること。

4) 本調査は、既に調査の上、進物の購入に要する経費を拂いすること。

5) 本調査は、既に調査の上、進物の購入に要する経費を拂いすること。

6) 本調査は、既に調査の上、進物の購入に要する経費を拂いすること。

7) 本調査は、既に調査の上、進物の購入に要する経費を拂いすること。

8) 本調査は、既に調査の上、進物の購入に要する経費を拂いすること。

9) 本調査は、既に調査の上、進物の購入に要する経費を拂いすること。

10) 本調査は、既に調査の上、進物の購入に要する経費を拂いすること。

裏面白紙

会送第九四一号

昭和二十二年九月二十二日

内閣官房長官

總理府官房總務課長殿

政府支出の契約及び支拂について大蔵大臣より別紙等の通り通知が
あつたから、速旨実行に遺憾なきを期せられたい。

ハ
6
一
雨
七
八

裏面白紙

蔵計第五三三号

昭和二十二年九月十八日

大蔵大臣 泉 栖 越 夫 閣

内閣総理大臣 片 山 哲 殿

政府支出について

政府支出の契約及び支拂に關して公定賦給等によりなさるべき旨、別紙のさおり連台軍總司令部より指令が発せられたから、取敢えず貴府に契約又は支出事務担当官に対し、連台軍總司令部指令を傳達するまでもに指令違反の事象発生を厳に防止するよう指示せられたい。

連合軍總司令部指令（昭和二十二年九月十二日附）

AG 12001 (12 Sep. 47) ESS 1 F 1

APC 000

(SCAPIN 1776)

12 September 1947

東京の終戦連絡中央事務局経由
日本政府宛書

「政府諸支出の削減」に關して

一、即時有效に、政府の支出を削減するために、次の措置を採るべきである。

（イ）日本政府が適法に設定した生産物の價格のみが次の場合に認められ、許され或は用いられるべきである。

（一）石の他の生産物の適法な價格を專出し設定する場合

（二）直接、政府により支拂われること、又は間接に副産物を或は製造業者への返済金又は支拂金として支拂われることを問はず物品、爲替、れた作業又は提供されたサービスに対する支拂金を決定し支拂う場合

（ロ）占領軍が要求する計画又は事業に用いる物資の適法な價格は、その他の計画又は事業に用いる同様の物資に対すると同一であるべきである。

（ハ）日本政府による労働賃のための支出金、支拂金及び返済金は、その労働が直接日本政府により雇傭されること、或は、副産業者、製造業者、私設会社又は公共機関によつて日本政府又は占領軍のために生産、物品又は施設^{サービス}の完成のために雇傭されることを問はず、労働者が直接に受け取る実際支拂賃銀と法律の認めたる優先控除額とを算出した金額を超過してはならない。

（ニ）次の種類の労働にあつては、実際支拂賃銀は、連合軍司令部官の再審査を受ける方法に従つて、当該地域における同種の雇傭に對して日本政府が決定する一時的賃銀と原則として同様であるべきで、且つ如何なる場合でも超過してはならない。

（ヘ）占領軍の「労働復元」に關じて日本政府の雇傭する労働

原本不明瞭

裏面白紙

備の運営のために、占領軍による「國運要求書」(P.D.)又は日本政府に宛てられた覚書の結果雇はれた労務、この種の賃金の定率 (Wages Rates) は第(一)の種類の額を超過してはならない。

(三) 日本政府が全部又は一部を融資した公共事業計画の完成のために雇はれた労務。

(四) 労務及び物資の流賃を除き、且水増しせる又は虚偽の費用請求に對する支拂を防ぐために、日本政府によつて、支出を含む一切の活動に對する適当な監査及監督の組織が設立されなければならない。

二、この覚書を実施するために、大蔵省及び連合軍司令部の關係主眼部との間に、直接の文書の往復をなすことを茲に許可する。

最高司令官代理

高級副官部高級副官

陸軍大佐 P. M. レヴィー